

低入札価格調査制度実施要綱

平成 14 年 9 月 30 日
14 葛総経第 211 号区長決裁
改正 平成 24 年 6 月 19 日 24 葛総契第 161 号
令和 4 年 3 月 29 日 3 葛総契第 867 号
令和 6 年 3 月 6 日 5 葛総契第 835 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区が発注する工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づく低入札価格の調査を実施するに当たり、その手続等に関する必要事項について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札者 調査基準価格を下回る価格による入札を行った者
- (2) 落札候補者等 次に掲げる者
 - ア 低入札者であって、葛飾区施工能力審査型総合評価方式試行に関する要綱（平成 19 年 6 月 21 日付け 19 葛総契第 53 号。以下「総合評価方式試行要綱」という。）第 6 条第 1 項に定める評価値（以下「評価値」という。）が当該低入札者よりも高い者に低入札者でない者がいないもの
 - イ 低入札者ではない者のうち評価値が最も高いもの
- (3) 資料提出対象者 落札候補者等であって、第 7 条第 1 項各号のいずれにも該当しない低入札者
- (4) 調査対象工事 総合評価方式試行要綱第 3 条に規定する施工能力審査型総合評価方式の試行対象工事
- (5) 調査基準価格 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格

(低入札価格の調査)

第 3 条 低入札価格の調査は、低入札者の入札価格により契約が履行できるか否かについて、第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により行うものとする。

(対象工事)

第 4 条 この要綱は、調査対象工事に適用する。

(調査基準価格)

第 5 条 調査基準価格は、予定価格の 10 分の 9.3 から 10 分の 7.5 の範囲内に

おいて、材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、発注工事ごとに適正に定める。

(工事主管課長との連携)

第6条 契約担当者は、入札により調査対象工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、あらかじめ、工事を主管する課長（以下「工事主管課長」という。）と低入札価格の調査のスケジュール等の調整を行う。

(価格による失格基準及び工事成績による失格基準等)

第7条 契約担当者は、低入札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項に規定する調査をせず、当該低入札者を失格とする。

- (1) 入札価格が、予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲内において、材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、発注工事ごとに定める額を下回る場合
- (2) 低入札者の施工した工事について、葛飾区工事成績評定要綱（平成 15 年 5 月 16 日付け 15 葛総契第 38 号）第 8 条に基づく工事成績評定表（総括）の総評定点のうち、一般競争入札参加資格確認申請書又は希望票の提出日前の直近 3 件の工事に 60 点未満のものがある場合
- 2 契約担当者は、落札候補者等のうち評価値が最も高いものが前項各号のいずれかに該当し、当該落札候補者等の次に評価値が高いものが低入札者でない場合にあってはその者を落札者とする。
- 3 前項の規定により落札者が決定したときは、契約担当者は、落札者が決定した旨を入札者に直ちに通知するものとする。
- 4 契約担当者は、入札の結果、評価値の最も高い者が資料提出対象者となった場合は、工事主管課長に直ちに連絡をする。

(落札決定の保留等)

第8条 契約担当者は、入札の結果、評価値の最も高い者が低入札者であった場合は、落札者の決定を保留し、入札者に対して入札の結果及び落札者を第9条第1項に規定する調査後に決定する旨を電子入札システムにより通知する。

- 2 契約担当者は、入札の結果を入札者に対して書面により通知するとともに、資料提出対象者に対し、低入札価格の調査を受ける意向を書面により確認する。この場合において、低入札価格の調査を辞退する意向を示した資料提出対象者については第9条第1項による調査を行わず、落札者としない。

(調査の実施等)

第9条 契約担当者は、期限を定めて第8条第2項後段に規定する辞退の意向を示していない資料提出対象者に次に掲げる資料を提出させ、ヒアリングを実施する。

- (1) 誓約書及び資料リスト
 - (2) 低入札の理由書
 - (3) 内訳書
 - (4) 現場付近の手持ち工事
 - (5) 関連する手持ち工事
 - (6) 事業所・倉庫の状況
 - (7) 手持ち資材の状況
 - (8) 手持ち機械の状況
 - (9) 資材納入予定業者
 - (10) 労働者の具体的供給見通し
 - (11) 第1次下請業者及び下請金額
 - (12) 建設副産物の搬出先
 - (13) 過去の工事実績
- 2 契約担当者は、前項の期限までに前項に掲げる資料の提出がない場合又は提出された資料に不足がある場合は、ヒアリングを行うことなく当該資料提出対象者を失格とし、当該資料提出対象者に失格とする旨を通知する。
- 3 前項の場合において、当該資料提出対象者の次に評価値が高い落札候補者等が低入札者でない場合にあっては当該落札候補者等を落札者とし、当該落札候補者等が資料提出対象者である場合にあっては契約担当者は当該落札候補者等に対し第1項に規定する調査を行う。
- 4 前項の規定により落札者が決定したときは、契約担当者は、落札者が決定した旨を入札者に直ちに通知するものとする。

(委員会への付議)

第10条 契約担当者は、前条第1項に規定する調査を終了した時点で、履行の可否の審査を求めるために、低入札価格調査議案兼審査書を作成し、低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）に付議する。

(委員会の審査結果に基づく落札者の決定等)

- 第11条 委員会の審査の結果、当該資料提出対象者の入札価格で、契約の内容に適合した履行が可能と判断されたときは、当該資料提出対象者に落札者とする旨を通知する。
- 2 委員会の審査の結果、当該資料提出対象者の入札価格で、契約の内容に適合した履行がされないとそれがあると判断されたときは、当該資料提出対象者を失格とし、当該資料提出対象者に失格とする旨を通知する。
- 3 前項の場合において、当該資料提出対象者の次に評価値が高い落札候補者等が低入札者でない場合にあっては当該落札候補者等を落札者とし、当該落札候補者等が資料提出対象者である場合にあっては契約担当者は当該落札候補者等に対し第9条第1項に規定する調査を行う。

4 第1項及び前項の規定により落札者が決定したときは、契約担当者は、落札者が決定した旨を入札者に直ちに通知するものとする。

(決定通知までの期間)

第12条 前条第1項及び第2項に規定する当該資料提出対象者への落札の可否通知は、入札日又は調査開始日からおおむね21日以内に行うものとする。

2 契約担当者は、入札により調査対象工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、あらかじめ調査限度期間を定めるものとし、第9条第3項及び前条第3項の規定により、再度調査を行うと落札者決定が当該期間を過ぎる場合は、調査を行わない。この場合において、契約担当者は、落札者決定を行わず、入札を打ち切るものとする。

(審査結果の公表)

第13条 契約担当者は、低入札価格調査の結果について、入札経過調書に当該調査結果を記載し、及び閲覧に供する。

(監督・検査の強化)

第14条 契約担当者は、委員会の審査により落札者となった資料提出対象者については、契約内容の適正な履行の確保を図るために、工事主管課と十分協議し、施工に当たっての監督・検査等の強化に努めるものとする。

(委員会の設置等)

第15条 資料提出対象者の入札価格により契約が履行できるか否かについて審査するため、委員会を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則 (平成14年9月30日14葛総経第211号)

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

付 則 (平成24年6月19日24葛総契第161号)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

付 則 (令和4年3月29日3葛総契第867号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月6日5葛総契第835号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、入札期日（電子入札案件にあっては、入札期間の初日）が令和6年4月1日以後となる調査対象工事について適用する。